

●香川県監査委員公表第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成20年10月10日

香川県監査委員 平 木 享
同 水 本 勝 規
同 鍋 嶋 明 人
同 野 田 峻 司

- 1 監査対象部局 総務部
- 2 監査対象年度 平成19年度
- 3 措置の状況

項目	監査結果（対象機関）	措置の状況
指導注意事項	<p>ア 収入について</p> <p>(ア) 行政財産目的外使用料に係る収入調定について、長期間にわたり調定期を遅延していた。（総務学事課）</p> <p>(イ) 不動産取得税において、地方税法に定められた特例措置の適用に関し、一部の土地取得について不適正な処理が行われていたので、今後このようなことがないように、適正な事務処理を行う必要がある。（税務課）</p> <p>イ 超過勤務手当の支給について</p> <p>職員に対して所属長から超過勤務命令が出され、当該所属長が超過勤務命令簿により、登庁・退庁時刻を確認したにもかかわらず、超過勤務手当が支給されていないものがあった。県は、実績に応じた超過勤務手当を支給する必要がある。（総務学事課）</p> <p>ウ 物品の管理について</p> <p>(ア) 公用自動車リースバック車両となったが、不用品決定伺書が作成されておらず、借入品出納簿にも登記されていなかった。（青年センター）</p> <p>(イ) 貸付物品について、廃棄処分が香川県会計規則に定める手続を経ないで行われているものがあった。（職員課）</p> <p>エ 契約の締結について</p>	<p>今後は、香川県公有財産規則に基づく行政財産の使用許可に関する基準の規定を遵守し、適正に処理する。</p> <p>評価額単価による特例措置の適用を改め、市町の固定資産税調査を徹底の上、特例適用するとともに、電算システムを変更し、課税前にチェックリストを作成することにより、適正に処理する。</p> <p>超過勤務時間を確認の上、追給した。</p> <p>速やかに所定の手続をとった。</p> <p>速やかに所定の手続をとるとともに、借受者に契約書の手続を遵守するよう指導した。</p>

	<p>廃棄物収集処理業務について、長期継続契約の対象にならないにもかかわらず、長期継続契約を締結していた。 (文書館)</p>	<p>今後は、「香川県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」等に則り、適正に執行する。</p>
<p>検討指示事項</p>	<p>ア 県税等に係る収入未済額について 県税及び延滞金等の税外収入に係る収入未済額の徴収については、強制徴収の強化や滞納整理の効率化を図るなど、積極的な徴収に努めているが、引き続き効果的な徴収確保対策を講ずる必要がある。(税務課)</p> <p>イ 補助金の交付について 四国納税貯蓄組合総連合会定時総会に係る補助金については、今後、公益上の必要性について十分に判断するとともに、補助対象範囲が具体的かつ明確となるよう補助金交付要綱等の見直しについて検討する必要がある。 また、香川県納税貯蓄組合連合会補助金の交付についても、補助対象範囲が具体的かつ明確となるよう、補助金交付要綱等の見直しについて検討する必要がある。(税務課)</p>	<p>県税の収入確保は、財源確保及び税負担の公平の観点から、税務事務運営上の最重要課題であり、収入未済額圧縮のため、給与・預貯金等の差押えや差押財産の公売を実施するなど徴収対策の一層の充実強化に取り組んでいる。 この結果、平成19年度に実施された所得税から住民税への税源移譲による個人県民税の大幅な課税ベースの拡大にかかわらず、徴収率98%（全国5位）を維持することができた。 今後は、未済額全体（約25億円）の約64%を占める個人県民税の滞納整理を進めるため、香川滞納整理推進機構の一層の活用や滞納防止効果の高い特別徴収の運用拡大など、個人市町村税と合わせて賦課徴収を行う市町との連携をさらに強化した取組を行う。 公益上の必要性について十分に判断した上で、補助対象範囲が具体的かつ明確となるよう見直しを行う。</p>